

特別寄稿 面会交流に関する家裁実務の批判的考察

—「司法が関与する面会交流の実情に関する調査」を踏まえて—

可児 康 則

第一 はじめに

近年、家庭裁判所では、子どもが面会交流を強く拒絶している事案や、DV虐待の存在する事案においてさえ、面会交流に依るよう監護親への強い働きかけがなされたり、直接の面会交流を命ずる審判が出されるようになってきている。いわゆる面会交流原則の実施論に基づく実務運用については、本誌二二六〇号三頁以下（「子ども中心の面会交流論（原則的実施論批判）」で三名の論者による批判的検討が加えられている。

DV虐待事案に関わる弁護士にとって面会交流に関する行き過ぎた家裁実務の現状は周知の事実であるが、マスコミなどで取り上げられることも殆どなく、社会に広く知られているとは言い難い。

家裁実務の現状が正しく認識されないまままで面会交流や親権監護権を巡る議論が進めば、大人の利益のために子どもの利益を犠牲にすることにもなりかねない。

そこで、家裁実務の現状を目に見える形

で明らかにすべく、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会有志で「司法が関与する面会交流の実情に関するアンケート調査」を実施した。同委員会の委員のほか、

委員を通じて各単位の両性の平等に関する委員会の委員などにもアンケート用紙を配付した。生の実情を明らかにするために自由記載での回答を多く求めた。その結果、全国で六五名の弁護士から、生々しい実務の現状につき回答が寄せられた。

調査結果の詳細は参考資料・「司法が関与する面会交流の実情に関する調査結果の概要」(後掲一九頁)をご覧ください。

以下、本稿では、今回の調査結果を踏まえつつ、面会交流事件に関する家裁実務の現状に対して批判的な考察を加える。特に、原則的実施論に基づく画一的な実務運用が実現困難な面会を生み、子ども達に悪影響をも及ぼしていることを論じたい。

第二 調査結果から見えた家裁実務の問題点—実現困難な面会が生み出される要因

一 軽視される子どもの意思

人は誰しも会いたくない人に会わない自由があり、会いたくない人と会うことを強制されない。子どもであっても同様である。子どもだからといって会いたくない人と会うことを強制される謂われはない。相手が親でも同じである。子どもの意思に反する面会交流は会いたくない人と会うことを子どもに強制することに他ならない。子どもの意思を無視した面会交流を決めても実現には困難さを伴う。面会交流にとって子どもの意思は決定的に重要である。

ところが、今回の調査結果(問五、問八、問一一の各回答)から、子どもが面会を拒絶しているにもかかわらず、調停、審判で、面会交流が決められてしまっている実情が明らかとなった。

(1) 家裁実務における子どもの意思の扱われ方

原則的実施論に基づく家裁実務につき詳しく解説した細矢郁判事ほかによる論文は、子どもの拒絶を、例外的に面会交流を禁止・制限すべき具体的事由の一つとして挙げている。とすれば、子どもの拒絶意思に反した面会交流が決められることにならなければならないと思われるが、裁判所は、子どもが示した拒絶意思を言葉通りに素直には受け取らない。「子の表面的な言動にとらわれることなく、両親の離婚紛争の経緯、両親と子との関係、子の年齢、発達段階、心身の状況など、子の言動の背景事情を総合的に考慮した上で慎重に判断する必要がある」とし、子どもが示した拒絶意思が「真意からの拒絶とは評価されず、面会交流を禁止・制限すべき事由があるとは認められないこともあり得る」とする。

調査官らの研究論文は、この点をより具体的に述べており、「子の意思の全体像を問題解決に生かすために評価を行う」とした上で、「子の福祉に資する解決方針を検討することが重要」「子の意思を分析し、評価した結果をケース全体の理解につなげ、子の福祉のために何が必要かという観点からの解決の指針を示す」とする³⁾。原則的実施論に基づく現在の家裁実務では、面会交流を実施することが子の福祉に資するとされていることから、「子の福祉に資する解決方針」は面会交流を実施するとの解決方針となる。従って、子どもが表明した意思は、面会交流の実施に繋がる方向で、あるいは、少なくともその妨げとはならない方向で分析、評価されることになる。

筆者にも、子どもが示した拒絶意思を、調査官によって「監護親の影響の可能性がある」などと分析され、「子どもの福祉を害するほどの嫌悪感はない」と評価され、面会交流すべきとの調査官意見を出された経験がある。

(2) 調査官による子どもの意思の分析評価の是非

意思を表明したのが大人であれば、その意思を第三者が分析し、評価し、発言と異なった結論を導くことは通常あり得ない。そのようなことを行えば、当事者から直ちに訂正され、反論される。ところが、意思の表明者が子どもの場合、家庭裁判所では「子の福祉のため」として調査官による意思の分析、評価が行われ、子どもが示した意思とは異なった結論が容認される。

子どもの意思の扱いにつき、我々司法関係者は素人同然である。調査官の専門性も裁判所内部での相対的専門性に過ぎない。子どもの意思をいかに扱うべきかについては、裁判所の外の世界で日常的に子どもと関わる児童臨床専門家の意見に耳を傾けることが重要である。

面会交流を巡る子どもの意思に関し、乳幼児、児童思春期精神科医の渡辺久子は「子どもが面会交流を拒否するとき、それは殆どの場合、その子が全身で体験した記憶がその相手を信頼するに足りるものでないことを示している。どんなに幼い子どもへの訴えや意見でも、大人はまず本気で耳を傾けるべきである。子どもが別居親との面会を拒否するのであれば、まず子どもの言

い分をよく聞かなければならない」と指摘する。また、臨床心理士の平井正三は「しばしば子どもが言葉で明確に述べることが、大人が思っている以上に信頼性が高く、大人が思っている以上に理解力や思考力がある場合がある」と指摘する。これらの指摘に共通するのは、子どもが示した意思が大人が考えるよりも信頼できるということである。

我々大人が、子どもが示した意思を安易に分析、評価し、表明された意思とは違う結論を導いた場合、その結論が子どもの真意を適切に反映していない可能性は高いといえよう。

現在のような調査官による子どもの意思の分析、評価の仕方には問題があり、子どもの福祉に資するとは言い難い。

(3) 児童臨床専門家との連携協働の必要性

渡辺、平井は、ともに、子どもの意思の把握には十分な時間と労力をかけるべきと説く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられていないと言われている。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各一回時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意思を重視する以上、その把握は誤りなきよう慎重かつ丁寧に行われる必要がある。

先述のとおり、司法関係者が子どもの意思の問題につき素人同然であることからすれば、子どもの意思の把握は、調査官だけ

ではなく、児童精神科医や臨床心理士等々、児童臨床の専門家の関与のもとで行われるべきである。時間をかけて子どもと信頼関係を築き、その信頼を土台にしつつ慎重に子どもの意向を聴取することが必要である。このような方法をとることで、子どもの真意を正確に把握することが可能となる。

意思を表明したにもかかわらず、これを無視され、面会を強要されることは、子どもにとって理不尽であり、子どもに行き場のない怒りを植え付け、大人への信頼を失わせ、非常に有害である。子どもの意思に反した面会交流の継続は、子どもの情緒の発達に重大な悪影響を与える。

家庭裁判所は、自らの能力の限界を自覚し、子どもの意思の把握につき、児童臨床専門家との連携協働を真剣に検討する必要がある。

なお、第三者の立ち会いなく、密室で行われる現在の調査官による子の意思の調査は、当事者、関係者に疑念を抱かせている。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

二 配慮されないDV

(1) DVへの配慮なく面会交流が決められている実情

DVにより被害者が受けるダメージは想像以上に大きい。加害者への恐怖心は長きに渡って持続し、日々の生活において安心

化し始めた。かつて、自治体が主催するDV被害者支援のネットワーク会議に家庭裁判所が参加することもあったが、最近では、「家庭裁判所はDV被害者支援の機関ではない」といった理由で会議から離脱する例が見られる。調査官による研究論文は、その冒頭で、面会交流事件に関連し、DV虐待が子どもに及ぼす影響について触れ、「配偶者間暴力や児童虐待の結果、子が被害者となる重大な事件につながる場合もあり、暴力の危険性には細心の注意を払わなければならない」としつつも、「暴力の危険性を過大評価し、親子の関係を制限するとすれば、子の健全な発達を損ね、子の福祉に反する可能性がある事案もある」との認識を示している。

実務において暴力の危険性が過小評価されていると感じたことはあっても、過大評価されていると感じたことはない。

DVの目撃が子どもの心身に大きなダメージを与え、PTSDをはじめとする様々な身体症状を引き起こすことが多くの専門家によって指摘されている。加えて、近年では、DVの目撃が脳の発達に悪影響を及ぼすことも明らかになっている。いわゆる面会DVの子どもの発達への悪影響は実証されたことである。

一方、DV事案で子どもと加害者である別居親との関係を制限することが子どもの健全な発達を損ねることは実証されていない。それ以前に、DV事案を含む紛争性の高い事案において、面会交流が子どもの健全な発達に有益であることすら科学的根拠

に乏しい。

実証されていない「科学的知見らしきもの」を理由に、実証された子どもへの悪影響を軽んじる姿勢はあまりに非科学的である。「面会ありき」の姿勢と批判されても仕方ない。

面会DVが子どもの発達に及ぼす悪影響からすれば、暴力の危険性をいくら評価してもし過ぎることはないはずであるが、面会DVを軽視する家庭裁判所の姿勢は際立っている。

児童虐待防止法は、二〇〇四年の改正で、面会DVを子どもへの虐待と定義した(二条四号)。児童相談所や警察では、DV事案は児童虐待事案としても対応されている。面会DVでの警察から児童相談所への虐待通告は年々増加しており、社会的な注目も高まっている。

面会DVが児童虐待であるとの認知が社会に広まっているにもかかわらず、家庭裁判所の中では、未だその認知が希薄である。面会DVが児童虐待として扱われていないどころか、子どもに対する直接の暴力がないとして、面会交流を認める根拠にさえも高まっている。

面会DVについての家庭裁判所の認識は、社会の意識とは大きくズレている。児童虐待への市民の関心は高い。家庭裁判所が、面会DVにつき、このような認識で子どもに関わり続けられれば、児童相談所の職員など虐待問題の関係者はもとより、市民の信頼までも失うことになる。

面会DVを軽視する姿勢は、安全圏に逃

れた子どもを再び暴力の影響下に引き戻し、発達へのリスクを高める。このことを、家庭裁判所は、強く自覚する必要がある。

(3) DV事案での面会交流に求められる配慮

DVといってもその内容や程度、子どもの気持ちも様々である。ゆえに、DV事案でも直接の面会交流を行う場合があり得ることは否定しない。しかし、DV事案で直接交流を行うのであれば、監護親の抱く恐怖心や不安感を取り除き、あるいは、軽減するためのアプローチは必要不可欠である。そのようなアプローチもなく、面会交流の条項だけを決めたとすることで、条項に沿った面会交流の実施など覚束ない。恐怖や不安から監護親の心身に不調をきたし、監護養育の質が低下し、子どもの生活環境が悪化するにもなりかねない。

また、DV事案では、面会交流実施の際に別居親の暴力的言動に遭遇するリスクもあり(問一〇のオ、スなど)、これを避けるための対策も必要である。DV防止法が離婚後の保護命令の申立てを認めているように(二〇一条一本文)、離婚によって直ちにDVの危険が消滅するわけではない。暴力を振るわないとの約束にもかかわらず暴力が繰り返されることは珍しいことでもなく、別居親にただ約束させるだけでは意味がない。それで足りるとの考えは、DVの危険の過小評価に他ならない。DVを否定し、反省の態度を見せない別居親に対し、調停委員、調査官、裁判官から指導が

感、安全感を抱きづらく、心身の回復には時間を要する。子どもが居る場合、子どもがDVを目撃していることは少なくなく、子どももダメージを受ける。子どもの生存と発達には身体的・物理的な安全とのびやかな精神活動ができるための心理的・情緒的安全が必要である。しかし、力が支配するDV家庭では、身体的・物理的安全も、心理的・情緒的安全も確保されず、子どもの発達にも悪影響が及ぶ。

DV事案では、加害者である別居親から離れ、監護親による監護環境を安定させることにより、子どもの成長に必要な不可欠な身体的・物理的安全、心理的・情緒的安全を確保することが何よりも重要となる。DV事案での面会交流では、子どもの安全が害されることのないよう慎重な配慮が求められる。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなったのは、DVへの配慮がないまま面会交流が決められてしまっている実情である(問五、問八及び問九の各回答)。

(2) DVの危険に対する過小評価

家庭裁判所が、DV被害者の心情に寄り添った調停運営や解決の方向を目指していると感じられた時代もあった。暴力の危険を適切に評価し、面会交流を認めない審判も出されていた。ところが、面会交流につき原則的実施論に基づく運用が浸透するに連れ、DVに対する家庭裁判所の姿勢が変

なされたり、反省が促されることは少ないが、暴力を振るった自分に向き合えない者が、将来にわたり、どうして暴力を振るわないといえよう。

DV事案で面会交流を行う方向での解決を目指すのであれば、調停、審判を通じて、監護親に対しては恐怖や不安を除去、軽減するためのアプローチが、別居親に対しては暴力を振るった自分に向き合わせ、反省を促すことが必要である。

面会交流の結論ありきで、DVの危険を過小評価し、配慮も不十分な現在の家庭裁判所の姿勢は直ちに改められるべきである。

三 抑制されない別居親の言動

(1) 別居親の問題ある言動

面会交流が実現できない事情として、権利意識を基盤とする過大な要求、面会時の威圧的言動、ルール無視、面会交流への非協力など、別居親の問題ある言動を指摘する声も多数寄せられた(問一〇の各回答、問五の回答ウなど)。

民法上、面会交流が親の権利であるとする規定はない。また、最高裁も「面接交渉を求める権利であるというよりも、子の監護のために適正な措置を求める権利である」との考え方に立っている。別居親が子どもと面会交流する権利を有するとの主張に法的根拠は見いだせない。にもかかわらず、近年、調停、審判において、面会交流を自らの既得権であるかの如く捉えた過大な要求がなされることが増えている。

このような別居親からの要求に対しては、別居親を適切に指導し、これを抑制する必要があるが、家庭裁判所の対応はあたかも腫れ物に触るかのようであり、適切に対処できているとは言い難い。

面会交流を強く拒んでいない監護親が、別居親から過大な権利要求を突きつけられ、面会を強く拒絶するようになってしまった場合がある。また、監護親が面会交流に応ずる意思を示しているにもかかわらず、別居親が、自らの過大な要求の実現にこだわり、却って面会交流が実現しないままとなる場合もある。

別居親の言動を放置することは面会交流の実現を困難にする。

(2) 履行の場面での問題行動

別居親の言動が問題となるのは調停、審判の場面だけではない。面会交流の内容が定まり、面会交流を実施する場面でも、別居親のルール無視、面会交流の条項につき独自の解釈に基づく行動、監護親や第三者に対する威圧的な言動などが、面会交流を中断させる。面会交流を継続的に行っていくには、両親間に面会交流を定めて沿って実施できる程度の信頼関係が必要であるが、別居親の言動によって信頼関係は破壊される。DV事案であれば、監護親にDVの記憶が蘇り、心身に不調を来したり、DV被害からの心身の回復を阻害されることもある。

別居親の言動でストレスを受けるのは監護親だけではない。実際に別居親と面会する子どもが大きなストレスを受ける場合もある。

し、ひいては、監護環境を悪化させる危険さえもある。前記第二・三のとおり、別居親の問題ある言動が原因で面会交流が実現できなくなった場合、必要なのは別居親の言動の修正を促すことであり、それさえもなく間接強制で面会交流が実現するとは思えない。

専ら監護親の身勝手により面会交流が実現していない事例は必ずしも多くはなく、間接強制が面会交流再開に繋がらないことは当然といえよう。子どもが貧困が社会問題となっている。母子世帯の総所得は児童のいる世帯の総所得の僅か三六％に留まっている。監護親の多くは母であり、間接強制金の制裁が科されるのは殆どの場合で母子世帯である。間接強制に効果が期待できない以上、裁判所が間接強制を認めることは、多くの場合、面会の再開ではなく、貧困状態の母子世帯を経済的に追い詰め、その貧困化を加速することにしか結びつかない。

二 改められるべき実務の現状

前記最高裁判決は、「子の面会交流に係る審判は、子の心情等を踏まえた上でされているといえる」から「審判に基づく間接強制決定を妨げる理由となるものではない」とする。しかし、調停、審判の系統において子どもの意思が軽視されていることは、第二・一で詳しく述べたとおりであり、最高裁の認識は誤っている。

面会交流の調停、審判につき間接強制を認めるのであれば、その前提として、子ど

る。面会交流開始前には別居親に特に悪い印象を持っていなかった子どもが面会交流の際の別居親の身勝手な言動を通じ、別居親に失望し、面会を拒絶するようになった残念な例も複数報告されている(問一〇のソ、ハ、問一一のキ、シ、チ、ネなど)。

子どもの気持ちの変化を自ら招いたものであると自覚できる別居親であれば、反省し、自らの言動を改めることで、子どもの心境が変化し、面会交流に再び前向きになることもあるかもしれない。しかし、別居親が、監護親に責任転嫁し、監護親を責め、調停条項あるいは審判に従った面会の実施を要求し続けるような場合、子どもの気持ちも前向きになることは期待できない。子どもは何歳であろうとも自らの意思を持っていて、両親を含む周囲の大人達を冷静に観察している。また、日々成長もしている。自らの問題行動を自覚しない態度のままでは子どもの気持ちは変わらな

い。それどころか、別居親への拒否感が強まり、面会の実現は更に困難となる。

(3) 問題行動を抑制する家庭裁判所の責任

面会交流を継続的に実施するためには、監護親に面会に応じるよう働きかけるだけでは足りない。別居親に対しても面会交流の意味をきちんと説明し、権利要求闘争でないことを理解させる必要がある。面会交流の条項を定めてもその後の言動によっては面会交流が上手く行かなくなる場合があること、面会交流を継続的に続けるにはルールに則った抑制的な振る舞いをしなければ

ならないことも理解させる必要がある。別居親がルールに則って抑制的に行動できないのなら、裁判所でいくらか約束したところでスムーズな面会交流など実現できるはずもない。

家庭裁判所が別居親の言動を強く問題とせず、面会交流を認める態度をとっている以上、別居親の問題ある言動を抑制することは家庭裁判所の責任である。

第二 面会交流が実現しなかった場合の対応

一 母子の貧困化を加速させる裁判所 最高裁判所が面会交流につき間接強制を認め得る場合があるとの判断を示して以来、別居親から間接強制が可能な内容の審判が求められることが増えた。実際に間接強制の申立てをされることも珍しくなくなっている。

しかし、今回の調査で、間接強制が面会交流再開に必ずしも結びついてはいない実情が明らかになった。面会交流が中断した際、履行勧告、再調停、審判、間接強制の結果、面会交流が実現したとの回答は一五件あったが、間接強制が面会交流再開に繋がったとの回答はそのうちの四件のみである。この四件も、一件は間接強制の手続を調停的に進行して監護親と別居親が話し合いをしたもので、一件は別居親の対応で一時的には再開できたものの後に中断したものであり、純粹に間接強制の効果で面会が実現したのはわずか二件であった(問一四の回答)。

調停条項あるいは審判に沿った面会交流が実現しない原因が専ら監護親の身勝手にあるような場合、間接強制によって監護親にプレッシャーを与えることが監護親の翻意を促し、面会交流の再開に繋がることがあり得よう。しかし、面会交流が実現しない原因がそれ以外にある場合、間接強制が面会交流再開に繋がるとは考え難い。

前記第二・一のとおり、子どもの拒絶意思にもかかわらず面会交流が決められている実情がある。また、前記第二・三のとおり、面会交流開始後の別居親の言動に子どもが失望し、面会交流を拒否するようになる場合がある。子どもが別居親と会うことを強く拒絶していれば、多くの監護親は子どもの気持ちを尊重し、間接強制金の支払によって生活が困難するとしても子どもに面会を無理強いしない。無理強いしても子どもが強く拒絶していれば面会させることは難しい上、子どもと監護親との関係が悪化することもある(問一六のウ)。監護親の苦しむ様子に子どもが自らの気持ちを抑え、望まない面会に出かけることもあるかもしれないが、親想いの子どもに我慢を強いることで面会を実現することなど大人がすべきことではない。

前記第二・二のとおり、DV事案につき十分な配慮もなく無理な面会交流が決められている実情もある。このような場合も間接強制によるプレッシャーが直ちに面会再開に結びつくかは甚だ疑わしい上、そのストレスがDV被害者でもある監護親の心身の状態を悪化させ、被害からの回復を阻害

もの意思が児童臨床の専門家との連携協働のもと、時間をかけ、慎重に把握される必要がある。さらに、調停、審判が、そのように把握された子どもの意思を十分に尊重したものである必要がある。「子どもの福祉」の名のもと、子どもが示した拒絶意思を曲解し、面会交流が命じられている現状で間接強制など認められるべきではない。DV事案への配慮(前記第二・二)、別居親の言動の抑制(同・三)についても同様である。

第二で述べた家裁実務の問題点について改善がなされれば、実現困難な面会交流が決められる事案が減少し、調停、審判で決められた面会交流が中断することも少なくなるはずである。

原則の実施論に基づき画一的に面会交流を命じ、実現しないからと間接強制という強権的手段で母子を追い詰め、命令に従わせようとする裁判所の現在の姿勢は非常に問題である。それよりも、まず先にすべきことは、実現困難な面会交流が調停で決められ、審判で命じられてしまっている現状を改めることである。

面会交流が再開した事案の多くは、当事者間、あるいは、代理人間での再協議、再調停など、話し合いで解決できた場合である(問一三、問一四の回答)。結局、当事者間に協議ができる程度の信頼関係が残存しており、双方(特に別居親)に変化を受け入れる柔軟さがある場合に再開できると推測される。

子どもの成長は早い。両親との関係が中

心だった人間関係も次第に外に開かれ、友人との時間が中心に変わっていく。毎月定期的な面会交流していた子が週末は部活動や友人との時間に充て、別居親との交流は、長期の休みなどにまとめて行いたいと希望するようになることもある。そのときに、監護親、別居親の双方が子どもの環境や気持ちの変化を受け入れ、柔軟に対応できると否かが重要である。

家庭裁判所は、早期に面会交流が実施されることだけに心を砕き、監護親を強く説得するだけではなく、柔軟な思考を双方に働きかける必要がある。そこまでの対応をせず、画一的に面会交流を命じ、後は知らぬ存ぜぬでは、無責任との批判を免れられない。

第四 面会交流実施による悪影響

裁判所で決められた面会交流を行った結果、子どもの心身に悪影響が生じたとの回答が多数寄せられた(問一五、一六)。また、監護親の心身に悪影響が及んだとの回答も多数寄せられた(問一七、一八)。監護親への悪影響は監護の質の低下を招き、子どもの生活環境を悪化させる。

一 直接的な子への悪影響

子どもに生じた悪影響の具体的内容については、調査結果(問一六)のとおりである。不眠、夜泣き、悪夢、頻尿、じんましん、発熱、赤ちゃん返り等々の症状が現れたとの回答や、医療機関を受診し、PTSD、不安障害といった診断を受けたとの回

答もあった。

原則の実施論に基づく画一的・定型的使用が、子どもの精神的安定を害し、児童虐待に近いような結果を引き起こしていることとの証左である。家庭裁判所が「子どもの福祉」の名のもとで子どもを傷つけているという最悪の結果である。

今回の調査では悪影響に限定して尋ねており、面会交流が子どもの成長に良い影響を及ぼした事案も存在するであろうことは否定しない。しかし、良い影響を及ぼした事案がどれだけ存在しようとも、それにより、家庭裁判所が子どもを傷つけている現実が消えて無くなるわけではない。裁判所が子どもを傷つけた事案など本来一件もあってはならないが、僅か六五名の弁護士から何件も報告されているのである。回答を寄せた弁護士が関わった事件を全て合わせても全国の家庭裁判所が扱った面会交流事件全体から見れば微々たる数であり、今回の調査で明らかになった子どもが傷つけられた事案が氷山の一角であることは明白である。一体どれほどの子ども達が家庭裁判所によって傷つけられているのだろうか。

家庭裁判所が子どもを傷つける事態は避けられないものではない。面会交流ありきの画一的な運用ではなく、時間をかけて子どもの意思を適切に把握し、その意思を尊重した柔軟な解決がなされれば、そのような事態の多くは回避できるはずである。

二 監護親への悪影響による間接的な子

への悪影響
 面会交流を実施する場合、監護親は、別居親との間で日程の調整等々のために連絡を取り合わなければならないことも多い。子どもの年齢によっては面会交流の場合への同席や、子どもを引き渡すために別居親と直接接しなくてはならないこともある。監護親がDV被害者の場合、面会交流のための別居親との接触は非常に大きな負担であり、定期的に恐怖心が呼び起こされ、DV被害からの回復を阻害されるおそれもある。

加害者である別居親からの面会交流の要求に対し、被害者である監護親がDVの事実や、別居親への恐怖心を訴えることは心情として当然のことである。ところが、先述のように、面会交流事件に関して暴力の危険性の過大評価を戒める家庭裁判所では、監護親が訴えるDVの危険は、面会交流実施の妨げとならないよう過小評価され、軽く扱われる(問五のソ、ツ、テ、問八のセ、テなど)。運良く理解ある調停委員に当たれば、監護親の言葉に耳を傾け、これに配慮した調停進行がなされることもある。しかし、そうでない場合、監護親の訴えは面会交流を拒否するための「わがまま」程度に受け取られ、「面会交流させることは監護親の役目」などと、上から目線で「お説教」されることも珍しくない。

非常にストレスフルな場となっている。面会交流の実施により監護親が心身に不調を来し、中には病院の受診さえも余儀なくされているとの回答も得られたが、この結果は、実務の現状からして予想できたものである。
 監護親の心身の不調は監護の質を低下させ、子どもの生活環境を悪化させる。監護親が不安定では、子どもは安心して生活することができず、子どもの福祉が害される。
 DVに対する家庭裁判所の姿勢は、直ちに改められなければならない。
第五 最後に
 原則の実施論に基づく画一的・定型的な運用は司法が関わる面会交流に大きな歪みを生じさせている。裁判所に持ち込まれる事件はそれぞれ異なっており、子どもの置かれた状況もそれぞれ異なっているから、本来、目の前のその子に合った解決が目指されなければならない。しかし、裁判所は、目の前のその子ではなく、抽象的な子どもを念頭に、子どもの利益になるとして面会交流を命ずる。その子の拒絶意思は、子どもの福祉に資するとされている面会交流の妨げとならないよう解釈される。また、面前DVが及ぼす様々な影響にも目を瞑り、暴力の危険も過小に評価し、十分な配慮がなままDV事案で面会交流を命ずる。調停、審判での別居親の言動から面会交流の実現に困難が予想されるような場合であっても面会交流を命ずる。

個別の事情に十分配慮せず、画一的に定められた面会交流は実現に困難を抱えており、調停条項や審判通りに履行されない結果に繋がりが易い。すると、裁判所は、時として間接強制という強権的手法を用い、調停、審判どおりの面会を強要する。実現困難な面会交流を命じた裁判所にも責任があるはずなのに、自らの責任には向き合わず、監護親と子どもに責任を転嫁し、間接強制金の支払いという「罰」を加え、監護親と子どもを苦しめる。
 今回の調査では、現在の家庭裁判所に対する非常に厳しい意見が多数寄せられた(問一九の回答)。これら弁護士の見解の背後には、その何倍もの当事者達の声がある。裁判所はこの声に真摯に耳を傾けるべきである。そして、原則の実施論に基づく画一的・定型的な運用がいかなる結果を招いているかを直視し、早急にこれを改めるべきである。
 裁判所が何も対応せず、このままの状態を放置し続けられ、いずれ、社会からの信頼を失うことになるであろう。裁判所によって傷つけられた子ども達も日々成長し、いつの日か大人になるのである。

留意点」家裁調査官研究紀要一八号七五、七六頁。
 (4) 拙稿「司法における面会交流の現実」小川富之・高橋陸子・立石直子編「離別後の親子関係を問い直す」(法律文化社、二〇一六)一〇一頁。
 (5) 渡辺久子「子どもの本音・声を歪めない面会交流とは?」乳幼児精神保健学からの警鐘」梶村太市・長谷川京子編「子ども中心の面会交流」(日本加除出版、二〇一五)二八〇頁。
 (6) 平井正三「子どもの主体的な声を聴くこと」臨床心理学の関わり方」前掲注(4)小川・三〇三頁。
 (7) 二〇一四年九月に名古屋で開催された第二〇回ISPCAN国際子ども虐待防止学術世界会議においてケンパ賞を受賞した児童精神科医でシドニー大学名誉教授のオーツ(O'Leary)は、記念講演で「子どもの面会交流拒否は同居親(母親)に吹き込まれたものではない。自分の意思で拒否する。大人が子どもを唆すことは簡単ではない。また、子ども時代の虐待体験とはすぐに消える『砂の上の足跡』ではなく、永続的な影響がある『セメントの足跡』なのだ」と述べたことである。前掲注(5)三〇三頁。
 (8) 渡辺久子・前掲注(5)三〇三頁、三三頁。渡辺は「なぜ子どもが別居親との面会交流を拒否するのか、その理由、内容、意味や程度を大人達が多面的に理解し、深く精査することが重要である」と指摘する。また、「子どもの意思表明を的確に評価するためには、子どもを安全安心な環境のもとにおいて、中立性が確保された、子どもからだと脳と心の発達を理解する専門家が、子どもの信頼を得てその真意の聴取に当たらなければならない」と述べる。
 (9) 平井正三・前掲注(6)三三頁。平井は「子どもに」虐待状況や親からの強

いプレッシャーが背景にある場合には注意を要するが「子どもがこうした状況にいたることは、子どもと何度か会って初めてあらわになる場合も多い」とし、「子どもの真意や真情を知るには時間をかけるのが最も大切」と述べる。

- (10) 渡辺久子・前掲注(5)二八頁。
- (11) 児童精神科医の田中究は、「DVの目撃、親の別居や離婚は子どもにとって逆境体験となる。」「こうした、逆境体験といった強いストレス状況にある子どもにとって、さらにそこに面会交流が、本人の同意のないまま、大人の都合によって要求されることは、ようやく安定した生活の可能性に期待し始めた子どもにとって極めて重心的なトラウマをもたらす出来事である。このことは、一層子どもに負荷をかけ、子どもの身体や精神に障害を与える可能性がある」と指摘する。田中究「DVと離婚」子どものトラウマへの配慮と面会交流」前掲注(5)梶村五五、五六頁。
- (12) 平井正三・前掲注(6)三四頁。
- (13) 渡辺久子・前掲注(5)三三頁。渡辺は「家庭裁判所の調査官面接において、密室での誘導尋問や操作が無自覚に行われている疑念を、筆者は強く抱いている」とし、調査官との「面接場面はビデオで記録し、家庭裁判所が保存し、必要に応じて専門家がチェックできるようにすべきである。スーパーバイザーがワンサイドミラーから面接を観察する方法もある」と述べる。
- (14) 拙稿「面会交流をめぐる家裁実務の問題点」調査官調査の可視化を中心に」前掲注(5)梶村一六八頁以下。
- (15) 長谷川京子「面会交流原則の実施施策の問題点」前掲注(5)梶村七〇二頁。
- (16) 拙稿(注14)一七〇頁。別居親との面会交流を好意的に評価する立場から

も、DV事案での面会交流については慎重に考える必要性が指摘されている。
 (17) 細矢郁は「前掲注(1)七八頁。
 (18) 公表されている審判例として、東京家審平13・6・5家月五四巻一七九頁、横浜家審平14・1・16家月五四巻八四巻一七九頁、東京家審平14・5・21家月五四巻一七九頁、東京家審平14・10・31家月五五巻五五巻一六五頁がある。筆者が監護親の代理人となったDV事案でも、平成一六年と平成一八年に面会交流の申立てを却下する審判が出されている。

- (19) 宮崎紀子・土方正樹・鳥居貴美子・千葉幸史・目黒正貴・及川由佳「配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」家裁調査官研究紀要一九号三、四頁。この研究では、主に米国の議論をもとに、DVを「パワーとコントロールに基づく暴力(CCV, Coercive Controlling Violence)」「暴力による抵抗(VR, Violent Resistance)」「対等な関係性の中での状況的に起こる暴力(SCV, Situational Couple Violence)」「関係を破壊させるような出来事が引き起こす暴力(SIV, Separation-Instigated Violence)」に分類し、危険性評価に差をつける。DVといえども様々であり、危険度も一律でないことは否定しない。しかし、DV理解が進む米国の異なり、DVの危険が適切に評価されているとは言えない我が国の家裁実務の現場において暴力を過度に類型化することは、更なるDVの過小評価に繋がらないか。
- (20) 友田明美「家族の葛藤と子どもの心と脳の発達」前掲注(4)小川・四二、四三頁。
- (21) 渡辺義弘「心理学的知見の教条化を排した実務運用はどうあるべきか」子ども中心の面会交流の背景を踏まえて」前掲注(5)一四一〜一四六頁。

- (22) 東京高裁平25・7・3判タ一三九三号二二三頁。筆者が関わった事案でも同様の判断がなされたものがある。
- (23) 最高裁判所判例解説民事篇平成二二年度(下)二二事件五一頁以下。
- (24) 長谷川京子「子どもの監護と離婚後別居親の関わり」本誌二二六〇号一頁以下。
- (25) 最一決平25・3・28(平二四)四一・四七・四八号。
- (26) 平成二四年国民生活基礎調査。
- (27) 本誌二二六〇号三頁以下。

(かにやすのり・弁護士)

参考資料・司法が関与する面会交流の実情に関する調査結果の概要

- 調査主体 日弁連両性の平等に関する委員会 委員有志
- 調査方法 日弁連両性の平等に関する委員会委員宛にアンケート用紙を配付し、FAX又はEメールで回答を得た。なお、委員に対し、単位の両性の平等に関する委員、面会交流事件を扱っている弁護士へ配付を依頼。
- 調査期間 二〇一六年一月二〇日から二月二〇日
- 回答結果 六五人
- 問一 監護親の代理人として、面会交流の調停、審判に関わった経験がある。 六四人

- 問二 DVや子どもへの虐待があった事案にもかかわらず、調停委員、調査官、裁判官などから子どもを別居親と面会させるよう求められたことがある。 四人
- 問三 DVや子どもへの虐待があった事案で、直接の面会交流を行うこととなつた事案がある。 四三人
- 問四 履行が困難と感じる内容の調停が成立したり、審判を出された経験がある。 三五人
- 問五 履行が困難であると感じた理由(抜粋)
 - ア 調停で監護親が非監護親と子の面会交流に立ち合うよう調査官からしつこく求められた。監護親が精神疾患になった。
 - イ 小学校高学年の子が面会を拒否しているにもかかわらず、会わせる努力を監護親はすべきだとの審判。
 - ウ DV、モラハラ的事案で、夫が、年間一〇〇日の面会交流を要求してきた事案(未成年者四才)。調停中は、月一回、第三者機関の受渡支援を受けながら面会交流を継続してきたものの夫が第三者機関外での自由な面会交流を強硬に要求し、審判移行。審判では、未成年者が、幼稚園年中の間は第三者機関を利用し、その後第三者機関外での面会交流をする

面会交流を実施する場合、監護親は、別居親との間で日程の調整等々のために連絡を取り合わなければならないことも多い。子どもの年齢によっては面会交流の場合への同席や、子どもを引き渡すために別居親と直接接しなくてはならないこともある。監護親がDV被害者の場合、面会交流のための別居親との接触は非常に大きな負担であり、定期的に恐怖心が呼び起こされ、DV被害からの回復を阻害されるおそれもある。

ものとされた。別居後も自宅への押しかけ、幼稚園での警察沙汰、連日の面会交流を求め、連絡文送付等問題行動の多い夫であるのに、第三者機関外面会を求めたため、妻の負担が大きい。

エ 感情的対立が大きい。
オ 子と監護親にとっては虐待というべき過度なスキンシップを行なっていることを別居親・裁判所が問題視しない。

カ 子どもが面会を強く拒絶していたから。

キ 子の引渡しを行う者の確保。

ク 子の意向に反したため、子が面会を拒否した。

ケ 保護命令を二回申立てており、母は父と話ができない。

コ 子(一人)が一人のときに別居しており、父子関係が形成されておらず、面接開始時(五才)までに別居後約四年が経過している。

サ D Vの事案であるのに、将来の面会交流に向けての協議を前提とした調停が成立していた。

シ 未成年子が別居親に対して拒否感情が強く、試行的面会交流も途中退室して泣き出す等、困難が想定された。

ス 面会交流を実施できるような最低限の信頼関係すら修復されていない。

セ 月二回の宿泊という条件の審判。深刻なD Vではなかったし夫宅の近く

に住んではいたが、幼稚園の年長の女児で月二回の宿泊は負担が大きい。

ソ D Vにより監護親である母親が父親と対峙することが困難であるにもかかわらず、審判によって面会が命じられた。

タ 非監護親から身を隠している事案では、面会をさせることそのものが、子どもの口を通じて母子の居場所を推知させる情報が引き出される恐れがある。さりとて、子どもに口止めをするのは、子を板挟みにし、過度の精神的負担になり、できない。

チ 暴力暴言を理由に監護親の別居親(とその両親の介入)への不信感が強い。別居親が遠方に住んでいる(海外等)。監護親・別居親ともに精神疾患がある等。

ツ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするつど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。家裁は、D V被害を受けた監護親側の精神的ストレスを軽視しているか、あるいは監護親として乗り越えるべき課題かのように安易に考えすぎていると思う。

テ 監護親である母親には、非監護親である父親から受けた暴力によるPTSD症状があり、また子の姉に当たる父親とは養子にあたる子どもにも強い恐怖が残っており、途中で母親が調停続行も不可能になり、試行面

会も実施できていないにも関わらず、面接強制が可能な条項とするしかないとして、月一回、駅で、父親の両親が来て受渡、という決定を出されていた。子どもが乳児の時に別居しており、子ども自身も父親の記憶がまったくなく、子どもにとってもあり得ない内容の決定であった。

ト 中学校三年生の女児が、本気で非監護親に腹を立てていて会うのが嫌だ、と明確な意思を表示していた。調査報告書は自分の意見が正しく聞き取られていないと反論書までだしてき

ナ 月二回等、頻度が多すぎるため、子どもが成長するにつれ調整が困難になると感じた。また、監護親も、非監護親の希望に合意すれば、親権を譲歩してもらえたり、養育費を多く支払ってもらえたりという気持ちがあり、中長期的視点に立った冷静な判断をしているのか疑問に残ることがあった。

ニ 子どもが父から直接間接の暴力を受けてトラウマを抱え、父との接触を強く拒絶していた。母もD V被害から重いPTSDを発症し、父との接触が困難であった。父は、母子の困難を虚偽主張として斥け理解せず、父の権利・養育費を支払う代償として、子への面会実施を要求した。

ヌ 母と子どもが、同居中の父の暴力的

威圧的言動をうけ、それぞれ適応障害。子どもは父への深い恐怖、不信を持ち、面会を迫られるとパニック等になる。

問六 調停条項や審判の通りに面会交流ができていない監護親から相談や依頼を受けたことがある。 四六人

問七 調停条項や審判の通りに面会交流ができない要因として、考えられたもの。なお、一つの事案で複数ある場合、複数の事案でそれぞれ要因がある場合は、すべて当てはまるもの。

調停条項、審判など取り決め(面会交流条件) 自体の問題 二七人
監護親側の事情 三一人
別居親側の事情 三八人
子どもの事情 三三人
その他の事情 五人

問八 調停条項、審判にどのような問題があったか。(抜粋)
ア 子どもが拒絶している状況で、三ヶ月に一度の面会交流を決めた。(調査官調査報告書に拒絶の記載あり)
イ 会わせるのが当然という態度。
ウ 調停だと妥協点を探るために、とりあえず中間案を提示され、互譲を求められる。強く主張した者勝ち。
エ 調停から審判移行し、本人の審問で裁判官から「審判になったら月一回

になる」と言われたので、やむなく三ヶ月に一回の面会で調停が成立した。

オ 別居親のD Vが原因で保護命令(接近禁止)が出ている事案で、直接的な面会交流の実施に強い不安を抱いている監護親に対して、不安を解消もしくは減少させるための十分なアプローチもないまま直接的な面会交流が認められた。

カ 子どもの意向や都合を聞かずに決定。受検前の決定。

キ ①未成年子(九才、六才)の拒否感情が明らかであったにもかかわらず、実施する審判。結局、未成年子が送迎車から降車せず、数時間こう着状態が続いている。②別居親側に遵守事項がなく、面会交流を口実に毎日電話をかけた後、学校行事に突然現れたりすることをなら止めさせる方法がなかった。

ク 面会の頻度が多すぎた上に、D Vで関係がこわれているおとな同士に過大な連絡を義務づけた。

ケ 面会において、別居親が威圧的なものに自宅が面会場所と決められており、子どもが恐怖を感じた。

コ 以前ならこのD V、この事情(非監督親側の諸事情)であれば間接的な交流に留めたかと思える事案で、直接面会の条項が入るように(裁判所から会わせるよう強い説得がある)なつて

いる。(裁判所の説得を)拒んで、法的紛争を延々と続けるほどの心身面、経済面の余裕はないので、いったんは受け入れざるを得ないことも多い。

サ 離婚判決において、半年以上面会が実施されていないのに、いきなり月二回、そのうち二か月に一回は県外の非監護親の自宅での面会が命じられていた。半年以上面会が実施されていなかったのは、調査官が面会を控えた方がいいという意見書を提出、監護親がその意見に従っていたため。裁判官は、子どもに直接会うこともなく、机上の理論で、調査官の調査書を批判的に論評、上記判決に至っていた。

シ 安直に実施だけを決めて、実施に無理のある条項が散見される。
ス 回数が多すぎるため、当事者間の調整が難しく、別居親とのやりとりで監護親が疲弊してしまつた。

セ D V事案であっても、別居から例えば一年程度たつていれば、「もう落ち着いたでしょう」という感じで面会交流を進めてくる。裁判所は、監護親(母)が、D Vのため別居親(夫)と接触することが何年たつても困難であるという事情を理解していないように感じる。この点を理解することなくして、いくら面接強制可能な審判条項を示しても、真の面接交流の実現は遠のくばかりと感ずる。

ソ 再調停・審判事案だったが、前の調停条項が日時を毎月漸増させる方法で詳しく、細かすぎて、毎回の事情の変化を考慮していないために、到底守られないことは、最初からわかつていたはず。
タ 低年齢の子どものつき、遠距離・頻回の調停が合意されている。
チ ①子どもが急病になる等の事情が発生した場合、代替日を設けるか、②子どもの学校行事への参加を認めるか(見守るだけであり子どもとの接触はしないという態様)、③別居親側の親族が面会交流に同席することを認めるか、④別居親側の冠婚葬祭への参加を面会交流とみなすか等について話し合いが行われていなかったため、トラブルになった。

ツ ①本心では納得していない内容。②離婚できることを優先して現実的な履践可能性を考慮しない内容(当事者自身の選択の問題も含めて) ③離婚できるときを優先して、子どもの意向・状態を鑑みない合意

テ 「子どもが父から直接間接の暴力を受けてトラウマを抱え、父との接触を強く拒絶していた。母もD V被害から重いPTSDを発症し、父との接触が困難であった。父は、母子の困難を虚偽主張として斥け理解せず、父の権利・養育費を支払う代償として、子への面会実施を要求した」と

問九 監護親側によつたような事情があつたか(抜粋)
ア 非監護親と会うのが辛いのに会わないといけないのが精神的に辛い。
イ 同居時のD Vのトラウマ。
ウ 別居親の不貞等の夫婦間の問題と、別居親と子の面会の問題を切り離して考えることができないことがよくある。
エ 調停の席では、きちんと会わせる

言いながら、調停成立後は会わせな

できていない。

カ 別居親に対するマイナス感情。キ 調停通りの面会をしなければなら

セ 子どもは内心会いたがっていたが、母親自身が相手方からのDVの心の傷が治まっておらず、子どもの意思を理由に面会を拒み、合意内容を途中から無視するようになった。

又 離婚できることを優先して①現実的な履践可能性を考慮しない内容(当事者自身の選択の問題も含めて)②子どもの意向・状態を鑑みない合意を監視側も安易に選択してしまう場合(選択させられる問題もあるが、それはそれとして)。面会交流後、子どもが体調を崩す場合、非監護親のせいと考えがち。

ヒ 別居親側が①養育費や離婚給付金の支払いを止めた事実、②監護親を非難していることが子どもを通して明らかになった事実、③子どもにゲーム機を買い与え、面会交流の度にゲームソフトを一本ずつ買い与えるようになった事実で、子の福祉に反するとして面会交流の実施に消極的になった。

ク 離婚の手続きで別居親からの攻撃が続いたり、面会について審判等で決められた回数や実施方法を上回る要求をするのみで、履行できている面会への監護親への感謝がみられないと、継続実施の意欲が低くなる。

タ 離婚後の環境の変化。特に、経済環境、就労環境の変化。チ 面会終了時に子がなかなか帰らなかったことを理由に会わせなかった。

ネ 母もDV被害から重いPTSDを発症し、父との接触が困難であった。面会予定日が近づくと、不安、うつ、焦燥感、過覚醒、フラッシュバック、情緒不安定がひどくなり、家庭生活が苦悩に満ちたものになった。就業にも差し支えた。医療機関に母子でケアを受けるために通院することを余儀なくされたが、その時間的負担はなお就業を制限した。

問一〇 別居親側にとどのような事情があったか(抜粋)ア ①別居親が監護親に対して暴力をふるっていたことが離婚原因で、執拗に居所を探る。②まったく面会を求めた。日程の調整の申出等もない。③居住地が遠方であり、監護親が調整しようと努力しているにもかかわらず、日程や待ち合わせ場所について一方的な都合を押し付ける。④転職による遠方への転居。面会交流が物理的に不可能。

ケ 月二回の面会交流を合意して成立した調停があったが、小学生の子どもの学校行事や習い事との調整、子どもが体調を崩した時の日程の再調整が難航し、監護親に多大なストレスがかかっていた。

ト 日程を連絡してこない。ナ 別居親に対する恐怖感及び拒絶意思が強くなり、別居親と直接連絡を取り合えない状態であった。面会交流後も代理人を通じて、子の体調を理由に面会交流を延ばす申し入れを繰り返した。

ノ 婚姻中の暴力・モラハラにより、別居親との直接の接触ができない。ハ 離婚係争中で精神的にも経済的にも余裕がなく、依頼されている弁護士から見ても、子供に対して夫婦間の問題を話し過ぎて、「子供から聞かれるから嘘は言えない」と言い訳はしているが、これでは、子供が別居親に悪感情を持つても当然だとは思ふ。もともと、そのように余裕がないのも離婚係争中という状況からやむを得ないことであって、監護親のみを責めることはできないと思わ

イ 離婚調停が不成立になった途端、面会交流の求めがなくなり、子どもが会いたいと伝えても音信不通になった。ウ 婚費を全く支払わない。エ ルールを守らない。オ 引渡しの際、監護親やその同伴者(親族)に対して暴言を吐いた。カ 子の体調不良で面会ができなかった

コ ①別居親との感情的な対立が激しく、離婚争訟中であつた。②ストーリー行為(別居親からの毎日の電話、学校行事への突然の参加、訪問等)があり、恐怖感をもっていた。

ニ 精神的負担が大きく、面会をする都度体調を悪化させる。

ク 全回、母代理人の立合いとなったが、もともと父子関係が形成されていないので、子が母から離れず、この点について父に不満がたまり、これが母(同席)のせいという認識につながり、母代理人にも「なんとかしろ」などと発言するようになる。

キ 別居親の都合のみで面会場所や時間を決めてくるが、遠方ゆえ子だけでは出向けず、監護親やその親族も含めた調整が困難。

ク 全回、母代理人の立合いとなったが、もともと父子関係が形成されていないので、子が母から離れず、この点について父に不満がたまり、これが母(同席)のせいという認識につながり、母代理人にも「なんとかしろ」などと発言するようになる。

シ 仕事を理由に、急な変更を強いる。ス 面会時に立合う監護親に対して暴言を吐く。セ 調停条項を守らない。ソ 面会時余りに執拗な要望に子どもが辟易として会いたくないと言いつつ出出した。

タ 非監護者の親には会わさないとの約束があったのに勝手に会わせる。チ 第三者機関を利用する約束なのに、第三者機関に連絡をしてこない。ツ 面会の約束の日以外に子どもの家に押しかけたり、子どもが嫌がっていることを伝えていないのに学校行事に参加してきた。

テ 面会中の子の態度に立腹して手を上げたり、別の日には下の子の体調不良への対応に気を取られ、上の子に配慮できなかった。ト 面会の受け渡し時に監護親にいろいろ要求をするようになった。終了時刻を守らない。ナ 同居中と変わらぬ身勝手さ、独善的な態度や言動が改まらず、子らの嫌悪感を増幅させている(そのことの実認識まで歪んでいる)。よく、審判の理由で「たしかに同居中、非監護親の態度や言動に問題があり、子らが恐怖感や嫌悪感を感じていたことがうかがえるが、今後は、非監護親のイメージ改善の機会を確保する意味でも面会させることが必要」とい

場合でも、その回を既得権のように考えて、それ以降も上乘せして面会を求める(ひんぱんに)。

シ 仕事を理由に、急な変更を強いる。ス 面会時に立合う監護親に対して暴言を吐く。セ 調停条項を守らない。ソ 面会時余りに執拗な要望に子どもが辟易として会いたくないと言いつつ出出した。

タ 非監護者の親には会わさないとの約束があったのに勝手に会わせる。チ 第三者機関を利用する約束なのに、第三者機関に連絡をしてこない。ツ 面会の約束の日以外に子どもの家に押しかけたり、子どもが嫌がっていることを伝えていないのに学校行事に参加してきた。

テ 面会中の子の態度に立腹して手を上げたり、別の日には下の子の体調不良への対応に気を取られ、上の子に配慮できなかった。ト 面会の受け渡し時に監護親にいろいろ要求をするようになった。終了時刻を守らない。ナ 同居中と変わらぬ身勝手さ、独善的な態度や言動が改まらず、子らの嫌悪感を増幅させている(そのことの実認識まで歪んでいる)。よく、審判の理由で「たしかに同居中、非監護親の態度や言動に問題があり、子らが恐怖感や嫌悪感を感じていたことがうかがえるが、今後は、非監護親のイメージ改善の機会を確保する意味でも面会させることが必要」とい

ケ ①取り決めた通りに実施出来ない

ト 面会の受け渡し時に監護親にいろいろ要求をするようになった。終了時刻を守らない。

ネ 面会の日時・場所・面会方法・当日の子どもの様子などにつき、ことごとくまかく意見を述べたり、自分の意見を押し通そうとして、互譲的・建設的なやりとりが困難。

ヒ 父は母を見下し信用せず、自分の過去の行為を振り返らず体面を重視する人物。子ども(小学生)が父の前で泣き続け、面会をやめてほしいと求めることに、母がそう仕向けていると考え、自身の行為を反省することがなかった。子どもには、「面会は裁判所の偉い人が決めたことだから、会わなければならない」と繰り返して、「虐待を受けた」という子どもの言葉は、「母がそう言っているのだから」と一蹴すること、子どもの心を受け止めることがなかった。

コ 離婚後の面会交流の事案。別居親(二夫)は、離婚後も夫婦は共同して親権を持つべきとの思想がある一方で、具体的な面会方法の調整に入る

ナ 同居中と変わらぬ身勝手さ、独善的な態度や言動が改まらず、子らの嫌悪感を増幅させている(そのことの実認識まで歪んでいる)。よく、審判の理由で「たしかに同居中、非監護親の態度や言動に問題があり、子らが恐怖感や嫌悪感を感じていたことがうかがえるが、今後は、非監護親のイメージ改善の機会を確保する意味でも面会させることが必要」とい

ノ 別居親が、子どもとのコミュニケーション方法を学んでおらず、子どもが喜ぶような会話(例えば、子ども達の年代で流行っているアニメの話等)を準備せず、ただひたすら自分が知りたいことを質問攻めにする面会交流を行ったため、子どもが嫌がるようになった。

フ 面会交流を実現することにだけ関心が集中し、子どもや監護親の恐怖や混乱に目を向けない。「面会日、監護親方の玄関に子どもを迎えに来る、子どもが嫌がって逃げ、出て来ない」と、外から近所に聞こえる声で、「〇ちゃん、パパが会いに来ましたよ。出てらっしゃい。」と、△さん(監護親の名前)、子どもを拉致して会わせないつもりですか。裁判所の命令通りに子どもを出さないなど、と連呼する。時には、揃いの上着を着た男性を連れて来て、その様子を

と、当方提案を全て拒否する。

親の態度や言動に問題があり、子らが恐怖感や嫌悪感を感じていたことがうかがえるが、今後は、非監護親のイメージ改善の機会を確保する意味でも面会させることが必要」とい

ハ 監護親や履行補助者(送迎付添)に対し、嫌な態度をとる。日程調整で嫌な態度をとる。子どもに対し独善的にふるまう。子どもの様子(衛生状態、些細な傷)を逐一チェックして虐

待を疑う(監護親にとってストレス)。時間を守らない、行先を言わない、内緒事をつくる。面会中、ゲーム/買物ばかり(自分の行動に子どもを合わせさせる、大人が楽をしたがり子ども本位でない)。

サ DV夫特有のしつこさと、審判主文以上に交流を要求する反面、決められた養育費を全額払わない状態を続けた。

味でも面会させることが必要」とい

ハ 監護親や履行補助者(送迎付添)に対し、嫌な態度をとる。日程調整で嫌な態度をとる。子どもに対し独善的にふるまう。子どもの様子(衛生状態、些細な傷)を逐一チェックして虐

待を疑う(監護親にとってストレス)。時間を守らない、行先を言わない、内緒事をつくる。面会中、ゲーム/買物ばかり(自分の行動に子どもを合わせさせる、大人が楽をしたがり子ども本位でない)。

ビデオで取らせる。
 へ 妻が不倫の挙句出て行ったと思ひ込んでおり被害者意識が強いという紛争経緯もあるが、それに加えて権利意識が強く、子供の面会交流拒否はすべて監護親が吹き込んだものと考え、子供の現状に目を向けない。その結果、当方が申し立てた再調停に出席せず、間接強制、間接強制の制裁金増額と次々申し立て、さらに父子関係を悪化させている。
 ホ 子供が病気にしても、仮病と監護親を攻撃する。

問一 一 子どもにどのような事情があったか(抜粋)

- ア 別居親への不信任感、愛情の喪失。
- イ 子どもの拒絶。
- ウ 重度の障がいがある子で、定期的な面会が付き添いとの関係でも困難だった。
- エ 子(離婚時、中学生)が監護親が離婚できないのではないかと考え、別居親が望む面会交流を受け入れる意思表示をしたが、離婚後、どうしても会いたくないと言って面会交流を拒否。別居親が手紙を送ってくることは許容したものの、被害者である監護親に対する謝罪がないなど、子の気持ちへ配慮した内容にならないため、子の態度に変更がない。

カ 子どもが強く拒否した。
 キ 別居親が子ども(小学校高学年)に会わせた面会交流が出来ず、独りよがりの方法を押し通そうとするため、子どもが面会交流を拒否するようになった。
 ク 子どもが会いたくないと言っている。
 ケ 子どもが面会に消極的。
 コ 別居親と会うことを拒否。
 サ ①別居親への悪感情②腎炎の治療③心療内科へ通院を要するようになった。
 シ 一回/月で、子(小一・娘)が別居親(元夫)と会うことが負担だと泣き出し、面会を拒絶したいと言われた(虐待は無いが、元夫が極端に無口)。
 ス 子どもが部活などで忙しくなり、面会交流よりも部活を優先したくなった。
 セ 子の成長につれて生活リズムが変化し、条項通りの面会が困難となった。
 ソ 子が面会交流に消極的。
 タ 子がPTSDと診断されており、別居親と接触できる状況ではない。
 チ 面会交流実施後、子が不安定になり、継続的に通院。子の心情を考えない父の態度に、子の父への拒絶感が非常に強くなる。
 ツ 学校や友達との交友が広がり、非監護親に会うのが鬱陶しくなった。
 テ 面会をかたくなに拒否して会いたが

らない。
 ト 離婚後の環境の変化。特に、年齢を重ねることによる情緒面等の変化。
 ナ 子どもの予定が入り、週末が空いていない。
 ニ 子ども(小学校高学年以上)の非監護親に対する嫌悪感、拒絶感が強い。
 ニ 出生後間もなくの別居だったため、非監護者父の顔知らず。まだ幼少で父に会いたいというニーズが全くない。五歳になった現時点で、子は母以外の見知らぬ者との面会を拒絶している。
 ネ 面会中、ずっとビデオを撮られ、また別居親が監護親のことを執拗に聞かれることから、別居親と会うくらいなら死にたい等と強く拒絶するようになった。
 ノ 親同士が、離婚のためにやむなく面会合意するなどし、子どもは、親の離婚に協力をするためにしぶしぶそれに合わせてきていたものの、結局、実際に面会をはじめると、非監護親とあわす、面会が負担となり、面会を拒否しはじめたりする。
 ハ 面会交流を実施することで友達と遊べなくなったり、熱心に行っているスポーツの試合に出られなくなった(面会交流は、日曜日に実施することが多いため、試合や練習に重なってしまうことが多い)して、子どもが嫌がるようになった。

ヒ 小さい子は体調不良でキャンセルとなることも(それを非監護親が理解せず責める)。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。
 フ 子どもが父から直接間接の暴力を受けてトラウマを抱え、父との接触を強く拒絶していた。子どもは面会した場面でも、父に「虐待を受けた」「会いたくない」と訴えた(子どもが信頼する第三者が立ち会い、父から暴力をふるわれる恐怖はなかった)が、父に斥けられたことで、父には自分の切実な声は通じない、だから会うことは苦痛でしかない、と訴えた。
 ヘ 様々な要因があると思われるが、結論として、子供は行きたくないと言っており、引き渡し現場で泣いて拒否したこともある。

問二 二 その他の問題として、どのような事情があったか。(抜粋)

- ア 遠距離であること、立会人(監護親の男性親族)の負担が大きいこと。
- イ 交通費や場所の問題
- ウ 監護親の親族と別居親との対立。
- エ 子どもの受渡や連絡などの支援がでざる親族も支援機関もなかった場合交通費の負担や支援機関の費用の負担ができなかった。

問一 三 調停条項や審判通りに面会交流ができなかった場合にどのような対応が取られましたか。なお、一つの事案で複数ある場合、複数の事案でそれぞれ要因がある場合は、すべて当てはまるものをお答えください。
 お互いに何もしなかった 一 四人
 当事者間での事実上の再調整をして面会を続けた 一 三人
 支援機関を通じて条件を再調整して面会を続けた 三 人
 別居親が履行勧告を申し出た 二 一人
 別居親が再調停、審判を申し立てた 一 九 人
 別居親が間接強制を申し立てた 一 三 人
 監護親が再調停、審判を申し立てた 二 三 人

交流の実施により、子どもに悪影響が及んだ事案に出会ったことがある。 二 二人
 問一 六 どのような悪影響であったか、その具体的内容(抜粋)
 ア 精神が不安定になり、二面性があらわれた。
 イ 面会時に非監護親の悪口などを言うて、気持ちを離反させようとするなどし、子どもは面会の前後で情緒不安定になった。
 ウ 会いたくないとの子どもの意向に無関係に面会交流を一方的に決められたという事で、父・母双方に反抗的になり生活が著しくあれた。
 エ 面会交流の後で泣く、おねしよする(四才)。
 オ 面会前や面会後に体調不良になる。
 カ 別居親からのプレッシャーや、基本的に決められたとおりに実施しなければと真面目に考えている監護親と、面会に消極的な子どもとの間での親子関係が悪化する。
 キ 双方の親を逃げ場にして、生活が乱れた。
 ク 子どもが不眠、頻尿を訴え、心療内科に通院した。診断名は不安神経症、抑うつ状態。学校行事への参加拒否(父親である別居親が突然現れるため)。
 ケ 離婚したのに、監護親のマンションの上階に越してきた。思い出すとこ

わくてふるえていた(小学二年生)。その後、再調停、審判で会わなくなってきたが、いやがらせが始まり(「パパは〇階にいるよ」というはり紙)、子がPTSDになった。
 コ 子どもが、じんましん、発熱、赤らやんがえり(退行・家裁での調査時にも発現)など、監護者としては、じんましん等は都度受診させたいが、子どもが「あいつ(非監護親)に負けるからイヤ」となかなか受診させてくれない。監護親より面会させない審判を求め、その中で鑑定的に医師より心因反応との診断を受けた。
 サ 精神的に不安定になり、通院するようになった。
 シ 不登園、退行(トイレの失敗等)、友達への暴力的態度、脱力等。
 ス 「ママは私がきらいなんですよ」と泣いたり、睡眠中に寝言で「嫌だママのところに行くー」と言って飛び起きたことなどがあつた。(受診はしていない)

確認し続ける、母親の後追いをし続ける等の影響があつた。
 チ 子どもはPTSD様の精神症状(悪夢、過覚醒、フラッシュバック、回避)がひどくなり、連れ去られる不安から学校に行けなくなった。
 ツ 離婚紛争発生前後から、学校での落ち着きのなさ、妹への暴言暴力、過度の甘えなどの症状を受けて継続的にスクールカウンセリングを受診し、現在も毎週カウンセリングに通っている。転校や親の離婚問題があるのに、面会交流の問題だけが原因ではないと思われる。面会交流実施中は、面会交流の週になると暗くなるなどの反応があつた。

問一 四 履行勧告、再調停、審判、間接強制の結果、面会が実現した。 一 五人
 (面会実現に繋がった手続)

- 代理人間で調整 一 人
- 再調停 九 人
- 間接強制 四 人

但し、一件は、調停的に進行し改めて条件を合意したもの。また、一件は、別居親が監護親の同席を認めたために数回実現したが、その後、子どもが面会を拒否するようになり中断。

履行勧告 一 人

問一 五 調停条項または審判に基づく面会

問一 八 監護親の心身にどのような不調が現れたか、具体的内容。(抜粋)
 ア うつ病になった。
 イ もともと心療内科にかかっていたが、面会交流前になると緊張が高まるため、その日前後にならず通院するようになった。
 ウ 不眠・不安感。
 エ メンタル不調、不安等。

セ 情緒的不安、興奮状態を複数回。「適応障害 疑い」との診断。
 ソ 子どもが夜泣きをする、寝小便、落ち着きのなさ、怯え等の現象が生じた。医師の診断書に「精神不安定・夜驚症悪化・不眠」とある。
 タ 子どもが、夜中に泣き叫ぶ、睡眠不足になる、不安感が増し「お母さん、ずっと一緒にいてくれるよね?」と

問一 七 調停条項または審判に基づく面会交流の実施により、監護親が心身に不調をきたした事案に出会ったことがある。
 二 八 人

オ 面接直前に抑うつ症状出現。
 カ 面接時のニアミス(接触)による抑うつ症状出現。
 キ 偏頭痛、頻回頭痛、嘔吐症。
 ク 同居の親に暴言を吐く(面会手続きで追いつめられ)。
 ケ 産後うつがベースにあり、夫との関係で適応障害と診断されていた症状が離婚成立によりいったん軽快し投薬不要にまで至ったが、面会を通じて元夫と接触がつづく中で再度受診が必要な程度に不安が高まっている。
 コ もともと夫(父)の言動によりうつ病の診断を受けていたが、夫のFAX等で言動を思い出し、一時的に体調が悪くなるがあった。
 サ 強いストレスによる不眠や悪夢、面会の日が近づくにつれて鬱状態のようになる、感情の起伏が極端に乏しくなったり、激しくなったりする等、PTSDの典型的なあるいはこれに類似する諸症状。
 シ 精神的に不安定になる。子に対し嫌悪感を持つ等。受診した精神科で別居親から受けたDVをうまく説明できなかつた。動悸、眩暈により救急搬送され、入院を余儀なくされた。
 ス 不眠、動悸、不安感、食欲減退などがみられ、日常生活に支障がでると言われていた。
 セ PTSD症状やうつ、不眠等の精神的不調が起き、そのことが日常生活

に影響している様子がみられた。
 ソ もともとうつ病の診断を受け、寛解とは言われていたが、面会をさせるようにという審判が出て、会わせないと判断されて、間接強制をされたら困る、と心配になった。
 タ 不安神経症になった。
 チ うつ状態/パニック障害などの持病が治らない。悪化するなど
 ツ 精神的に疲弊して、しばらく仕事を休むことになった。
 テ DV被害によりPTSD様の不調があったが、長期に及んだ面会交流の裁判で、面会交流に感じないことで厳しい批判を受け、面会交流の審判を受けたこと、さらに子どもがうまく拒否する面会交流を強制され、その前後の子どものケアを要したこと、それでも子どもが不登校になってしまったことなど、数々のストレスが加わったことで、精神症状(うつ、PTSD)は増悪した。
 問一九 面会交流に関する家裁実務の現状につき、感じる(抜粋)
 ア DV被害に対する理解が本になされていくのか疑問。
 イ 葛藤が強い親同士の場合にも子の面会交流を強いるのは納得いかない。
 ウ 別居親として面会交流前にやるべきことがあるはず。家裁もそのようなプロセスを重視して欲しい。

エ 子の意向に反した結論を出すのであれば、家裁において時間をかけて、子どもの代理人の選任や調査官の関わり等、できる限りの工夫と手立てをして実際に会える環境整備に関わって欲しい。さもなければ、子どもの監護親を含めた大人への不信感が増大するだけである。
 オ 別居親に対する教育・指導をする機会がないことが問題
 カ どうせ他人の子だから、どうでもいいと思ってしまうように感じる(自分の子の場合どうするかという真剣な検討がなされていない)
 キ 面会DVが子に対する虐待に該当することについて、どう考えているのか。
 ク 個別具体的な事情をあまり考慮せず、親子の交流は望ましいという理想論だけで突っ走り、直接的な面会交流を当事者に押しつけているように感じる。
 ケ 裁判所の手を離れた後に、どんな形で面会交流を実施していくのかについて、もっと当事者とイメージを共有し、最終的な面会交流の実施に向けて、当事者に寄り添いながらステップを踏んで欲しいと思う。
 コ 調停期日では殆ど何もせず、代理人間で調整してくださいと言われることが多い気がする。
 サ DV夫が面会交流の権利者となつて

いるときは実態としては非常識な言動で監護親や子どもが傷ついているのに、裁判所はその認識が過ぎ過ぎる。
 シ 子どもが会うことを拒否しているケースですら、監護していない親に会わせるのは監護している親の責任、面会交流は子どもが一緒に暮らしていない親からも愛されることを知る大切な機会などと判で押ししたような原理原則を毎回聞かされ、子どもを無理矢理連れは行けない母親の気持ちは全く考えていない。
 ス 調査官が個々の事案の特殊性を考慮することなくマニュアルに従ったように面会ありきの説得する傾向が最近見受けられる。
 セ 何歳の子であっても子は独立した人格という考えが欠如している。面会DVによる子への影響を軽視しすぎ。DVを認めず、償いもせず、自身の認知を変えようとしないう別居親との面会はむしろ禁止すべき。
 ソ まずは素直に子どもの声を聞く姿勢を持つてもらいたいと思うケースが多い。子どもも手続代理人の利用をもっと促進すべき。
 タ 実施という結論ありきで丁寧さに欠ける傾向が顕著。
 チ DV被害者である監護親は「子どものため」と家裁から強要され、DV加害者である別居親と会うことを余

儀なくされる。当事者だけでは面会継続が困難な事案で代理人に依存する傾向があり、代理人任せで実施しようという魂胆が見えるときすらある。
 ツ 肋骨骨折、耳の変形など大怪我を負わせるDVがあり、妻が避難し、住所を秘匿して生活しているような事案で、妻が夫への恐怖を訴えているにもかかわらず、調停委員も調査官も「親ならば(面会に)応じるべき」という言い方をしてくる。
 テ 面会交流をあまりにも美化し、強引に促進し、肝心要の子の意思や心情も無視あるいは軽視・曲解し、面会交流中の非監護親の不穏当な言動も見て見ぬふりをしてまで「会わせる」ことを強要する一方で、養育費の水準がどう見ても実質的公平を欠き低く抑えられた上、非監護親による養育費の不当・不合理な値切り、出し惜しみには寛容な態度が、とにかく許し難い。面会交流がそれほど重要ならば、養育費はそれ以上に、子どもへの愛情の現れであり、子どもとの大切な絆であるはず。
 ト 会うなら親らしい責任をとりつつ会って欲しいという監護親の当然の気持ちについて、ほとんど考慮しないか、面会をしないための屁理屈程度にししか受け止めておらず、自然発生的な人間の感情と家裁実務とがかけ

離れていると思う。
 ナ 原則実施論のため、権利意識が強くなった別居親が、自己満足や妻への制裁として面会交流を主張し、家裁がそれを後押ししているように感じる。両親双方への十分な親教育をし、子にも無償カウンセリングや相談機関を設けるなど、子が辛い思いをすることができるだけ少なくなるようにしていかねばならないと思う。
 ニ 裁判所には面会交流が難しい事案が申し立てられる。そうした事案では、面会の機会を与えたら子どもが別居親とよい交流を得るという結果を生むわけではない。却って、DV虐待被害の終結、被害親子の生活再建を障害する深刻なリスクも考慮する必要がある。別居親の過去の行為は、単なる「過去の事実」ではなく、子どもの経験・親子の人間関係を構成している要素であるから、子どもの視点からいかに評価し、面会の可否を判断すべきである。原則的実施論は声の大きい圧力に屈し、子どもの利益を棚上げする、無責任な事件処理である。

裁判の世界を生きて

著者が後輩裁判官に送るメッセージ
元最高裁判事 中村治朗著
好評 発売中
 A5判箱入上製本五二八頁
 定価 四三二〇円(税込)

著者が、「約五〇年の日々を、ひたすら裁判又はこれに関連する仕事や、これをめぐって終始私の頭を占拠していた裁判に関するさまざまな問題についての読書、勉強、思索に打ち込んで過ごしてきたという、いわば自分のこれまでの人生に対する一つの思いを込めた、いささかの感傷ないし感懐の言葉」としての表題が本書そのものである。「若い法曹、特に私の後輩にあたる若い裁判官の人たち、……:に對して、本書がなんらかの示唆ないし刺戟を与え、また、幾何かの興味や関心を惹き起こすすがとなく、また、幾何かかもしれない」というお考えから、既発表のものに新稿二篇を加えて一書にまとめられたもの。
 明哲の著者が人と社会と裁判の理想と現実を探求した比類なき名著。

発行・発売所

判例時報社

〒112-0001
 東京都文京区目白台一七七一
 電話(〇三)三九四七・七七五
 FAX(〇三)三九四七・七三七